

令和4年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する措置等について

（令和5年2月22日現在）

- 1 監査の期間 令和4年9月6日から同年11月25日まで
- 2 監査対象年度 令和4年度事務（令和4年7月31日現在）、補助金の交付事務及び委託等の契約事務については、令和3年度事務を含む。

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
(1) 建物修繕において、合理的な理由もなく分割発注しており、また、当該案件については実績報告書等が提出されておらず、履行が客観的に確認できなかった。	市立病院 総務課	<p>分割発注については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項の認識不足であったことが主な原因である。</p> <p>このため昨年12月1日より地方公営企業法施行令や関係法令の順守を徹底したところである。</p> <p>建物修繕の履行確認については、担当者による現場立会のみとしていた。</p> <p>このため、昨年12月発注分から客観的な履行確認が出来るよう、実績報告書等の提出を求めることとした。</p> <p>なお、適正な事務処理を行うため、12月1日に総務課長から、所属職員全員に口頭指導を行った。 （通知受理日：令和5年1月27日）</p>	措置済
(2) 貸借対照表に固定資産として計上されているパソコンのうち、2台の所在が不明となっている。	市立病院 総務課	<p>パソコン2台はいずれも看護部事務室等で使用されていたもので、パソコン本体はすでに処分済みであったにも関わらずパソコン使用部署と総務課間の情報共有がなされず、書類上の手続きがなされていなかったものである。</p> <p>当該固定資産は昨年10月末に除却処分の事務手続きを完了した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うため、12月13日付けで総務課を含め、院内各部署へ注意喚起文書を発出した。 （通知受理日：令和5年1月27日）</p>	措置済

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見解
<p>随意契約は一般競争入札を原則とする契約方式の例外であり、随意契約によることができるのは地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号に掲げる要件に該当する場合に限られている。したがって、随意契約をしようとする場合は、個々具体的にどの要件に該当するかを確認する必要がある。上記の指摘事項にあるように、本来は1件の契約を故意に細分化すること等ないように法令に則ることはもとより、少額随意契約に係る手続を定めるなど内部統制の整備及び運用に取り組み、適正な事務処理を図らるたい。</p>	<p>市立病院 総務課</p>	<p>昨年12月1日付けで、少額随意契約事務取扱要領を制定し、運用を開始したところである。</p> <p>今後は、地方公営企業法施行令に基づき、具体的にどの要件に該当するかを確認するなど、契約事務の適正な事務処理を図るとともに、複数によるチェック体制を運用してまいりたい。 (通知受理日:令和5年1月27日)</p>